



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

優良性基準適合認定制度 申請説明会

＜認定取得に向けてのポイント①＞

遵法性について

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル
《共通項目》



東京都知事指定第三者評価機関

公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

■ 遵法性は**必須項目で、全て基準を満たす**ことが必要です。

・「遵法性」の評価項目で今回説明するポイント

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ① 「納税等」に係る証明書 | 書面の提出 |
| ② 「マニフェスト」 | 現地審査 |
| ③ 「処理帳簿」 | 現地審査 |
| ④ 「委託契約書」 | 現地審査 |
| ⑤ 「処理状況報告書」 | 書面の提出 |
| ⑥ 「処理施設」 | 書面の提出・現地審査 |
| ⑦ 「施設維持管理記録」 | 書面の提出・現地審査 |
| ⑧ 「インターネット情報公開」
（施設の維持管理記録） | 書面の提出 |



評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・納税等

各業共通

業の区分毎の自己評価表番号 3

書面審査項目

【審査の基準及び内容】

法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料に未納がないこと。

・必要な証明書

- ① 法人税と消費税・地方消費税の納税証明書(その3の3)
- ② 法人都民税の納税証明書
- ③ 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書
- ④ 法人事業税の納税証明書
- ⑤ 固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書
- ⑥ 固定資産税(償却資産用)の納税証明書
- ⑦ 事業所税の納税証明書
- ⑧ 不動産取得税の納税証明書
- ⑨ 社会保険料納入証明書
- ⑩ 労働保険料等納入証明書

確認!

※②～⑧、⑩は直前3年分の証明

⑨については24か月分の証明が必要です。

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・証明書の提出にあたっての注意事項

- ・直前**3年分**の証明書(社会保険料のみ**24ヶ月分**)
- ・直前3ヶ月以内に発行されたもの
- ・各証明書は**原本**(収運と中間の二つを申請する場合は、収運分のみ用意)

・申請者全員が提出する証明書

- 法人税と消費税・地方消費税の納税証明書
(**国税、その3の3**)を添付
対象事業所: 全事業所
取得場所: 各税務署(国税庁)

・都内に事業所がある事業者が提出する証明書

- 法人都民税の納税証明書を添付
対象事業所: 都内にある事務所又は事業所
取得場所: 各都税事務所

国税、その3の3(例)

税		納 税 証 明 書	
(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)			
住 所 (納税地)	〇〇県〇〇市〇〇〇丁〇〇-〇		
氏 名 (法 人)	〇〇〇株式会社		
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇		
1 法人税について未納税額はございません。 2 消費税及地方消費税について未納税額はございません。 証 明 書			
所管(証明) 票	〇〇〇〇〇 号		
上記のとおり、税額ないことを証明します。			
平成〇〇年 〇月〇〇日	〇〇税務署長		
		財務事務官	〇〇 〇〇

法人都民税(例)

納 税 (課 税) 証 明 書									
納税義務者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地 氏名又は 名称	〇〇〇〇丁〇〇-〇 〇〇〇株式会社							
税 目	年度・行為年月 要 求 等	事 務 所	税額・加算金 等の区分	納付(納入) すべき額 円	納付(納入) した 額 円	未 納 額 円	法定納期限等	課税事務所	備 考
法人都民税	令和〇年 4月 1日 ～ 令和〇年 3月 31日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所	
法人都民税	令和〇年 4月 1日 ～ 令和〇年 3月 31日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所	
法人都民税	令和〇年 4月 1日 ～ 令和〇年 3月 31日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所	
00000									
令和〇年 〇月〇〇日								〇〇〇 都税事務所長	
上記のとおり証明します。									
※税目欄に「特別税」とある場合は、地方法人特別税を費します。									

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

- ・多摩地区に事業所がある事業者が提出する証明書

☐ 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書を添付
対象事業所：多摩地区及び島嶼部にある事務所や事業所

取得場所：各市役所・町村役場

- ・都内に事業所がある事業者が提出する証明書

☐ 法人事業税の納税証明書を添付
対象事業所：都内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている場合

取得場所：各都税事務所

法人市民税の納税証明書(例)

納 税 証 明 書					
納税義務者	住所	東京都国立市〇〇〇〇丁目〇-〇			
	氏名	〇〇〇株式会社			
年度	税 目	納付すべき税額 (円)	納 付 済 額 (円)	未納税額 (納期未到来税額)	備 考
令和〇年度	法人市民税	¥580,200	¥580,200	¥0	令和〇年3月1日から令和〇年2月28日まで 令和〇年4月28日付(確定申告)分まで
令和△年度	法人市民税	¥60,000	¥60,000	¥0	令和〇年3月1日から令和△年2月28日まで 令和△年4月28日付(確定申告)分まで
令和□年度	法人市民税	¥60,000	¥60,000	¥0	令和〇年3月1日から令和□年2月28日まで 令和□年4月28日付(確定申告)分まで

上 記 の と お り 相 違 い を 証 明 し ま す 。 東京都国立市長 〇〇 〇〇 

令和〇〇年 〇月〇〇日 1/1

法人事業税の納税証明書(例)

納 税 (課 税) 証 明 書								
納税義務者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地	〇〇〇〇丁目〇-〇						
	氏名又は 名称	〇〇〇株式会社						
税 目	年度・行為年月 業 年 度 等	事 務 所 等 の 区 別	税額・加算金 等 の 区 別	納付(納入) すべき額 円	納付(納入) した 額 円	未 納 額	法定納期限等	備 考
法人事業 税・特別税	令和〇年 4月 1日 ～ 令和〇年 3月30日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所
法人事業 税・特別税	令和△年 4月 1日 ～ 令和△年 3月30日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所
法人事業 税・特別税	令和□年 4月 1日 ～ 令和□年 3月30日		税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所

令和〇〇年 〇月〇〇日 〇〇〇 都税事務所長 

上 記 の と お り 証 明 し ま す 。

※税目欄に「特別税」とある場合は、地方法人特別税を表します。

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

- ・固定資産税(土地家屋用)及び(償却資産用)

証明書等	対象事業所
☐ 固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書	都内の事業所
☐ 固定資産税(償却資産用)の納税証明書	

※ 償却資産の納税証明書取得の注意事項(多摩地区及び島嶼部)

- ・通常償却資産の証明書は、固定資産税・都市計画税とは別に償却資産分があります。
しかし、一部の市町村においては、固定資産税・都市計画税という証明書で、償却資産があれば含まれて証明されています。
証明書を取得する場合、償却資産分が含まれているか、各市町村の窓口でご確認ください。

納 税 (課 税) 証 明 書									
納税義務者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地 氏名又は 名称	〇〇〇〇丁目〇-〇 〇〇〇株式会社							
税 目	年度・行為年月 業 年度 等	事 税 額・加算金 等の 区 別	納付(納入) すべき額 円	納付(納入) した 額 円	未 納 額 円	法定納期限等	課税事務所	備 考	
固定資産 税都市計 画税	令和〇年度	税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所		
固定資産 税都市計 画税	令和△年度	税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所		
固定資産 税都市計 画税	令和□年度	税 額	¥000,000	¥000,000	¥0		***税事務所		
平成〇〇年 〇月〇〇日		〇〇〇 都税事務所長 							
上 記 の と お り 証 明 し ま す 。									

※税目欄に「特別税」とある場合は、地方法人特別税を表します。

償却資産を含んで証明される市町

- ・青梅市、清瀬市、国立市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、日の出町、町田市、武蔵村山市、府中市

※優良認定評価室で調べましたが、変わっている場合もございますので、必ず各市町村の窓口にて確認をお願いします。

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・事業所税

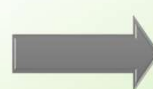
証明書 等	対象事業所
□ 事業所税の納税証明書 ・対象となる事業所 ※事業所税は、下記(1)または(2)に該当する場合のみ提出する。 (1) 23区内全域及び武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市で、使用する事業所等の床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人 (2) 23区内全域及び武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市の事業所等の<u>従業者数の合計が100人</u>(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人	23区内 武蔵野市 三鷹市 八王子市 町田市の 事業所・事務所

床面積の合計
1,000平方メートル以上



or

従業員数：100人以上



納税証明書
を提出！

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

- ・課税対象となる不動産取得がある事業者

証明書等	対象事業所
☐ 不動産取得税の納税証明書	都内の 事業所・事務所

※その他、固定資産税の確認のため、以下の書類も提出していただく場合がございます。

証明書等	対象事業所
☐ 自者所有の場合は、土地の「 <u>登記事項証明書(登記簿謄本)</u> 」(原本) ☐ 他者から借りている場合は、「 <u>賃貸借契約書の写し</u> 」を添付。	都内に 駐車場がある場合

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・社会保険料の納入証明書(健康保険・厚生年金保険・子ども・子育て拠出金)

* 社会保険料は24ヶ月分の証明で可

証明書等	対象事業所
☐ 「社会保険料納入証明書」(原本) ※必須項目 ①【健康保険料】 ②【厚生年金保険料】 ③【子ども・子育て拠出金】	都内の 事業所・事務所

・労働保険料の納入証明書(労災保険・雇用保険)

* 労働保険料は、直前3年分の証明が必要

証明書等	対象事業所
☐ 「労働保険料等納入証明書」(原本)	都内の 事業所・事務所

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・マニフェスト

各業共通

業の区分毎の自己評価表番号 4

現地審査項目

【審査の基準及び内容】

マニフェストが**5年間整理保存され**、廃棄物処理法施行規則で**記載すべきと定められた事項がすべて記載**されていること。(マニフェスト制度に基づき、排出事業者、処理事業者が記載)

【記載事項】

- 交付年月日及び交付番号
- 交付を担当した者の氏名
- 排出事業者やその事業所の名称、所在地
- 委託する廃棄物の種類、数量、荷姿
- 運搬業者や運搬先の名称、所在地
- 積替えまたは保管を行う場所の所在地
(収集運搬業 積替え保管を行う場合)
- 処分業者やその事業場の名称、所在地
- 最終処分の場所の名称、所在地(予定)
- 最終処分の場所の名称、所在地(中間処理業)
- 運搬終了年月日
- 処分終了年月日
(収集運搬業 積替え保管を含む・中間処理業)
- 最終処分年月日(中間処理業)
- ※ 中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合
- 2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号

廃棄物処理の

三種の神器

廃棄物を適正に処理するために
必要不可欠なものです。

現地審査において適正に整理・保存
されているか確認いたします。

必須項目ですので、不備がある
場合は **不適合** となる可能性が
ありますので、しっかり準備
をお願いします。

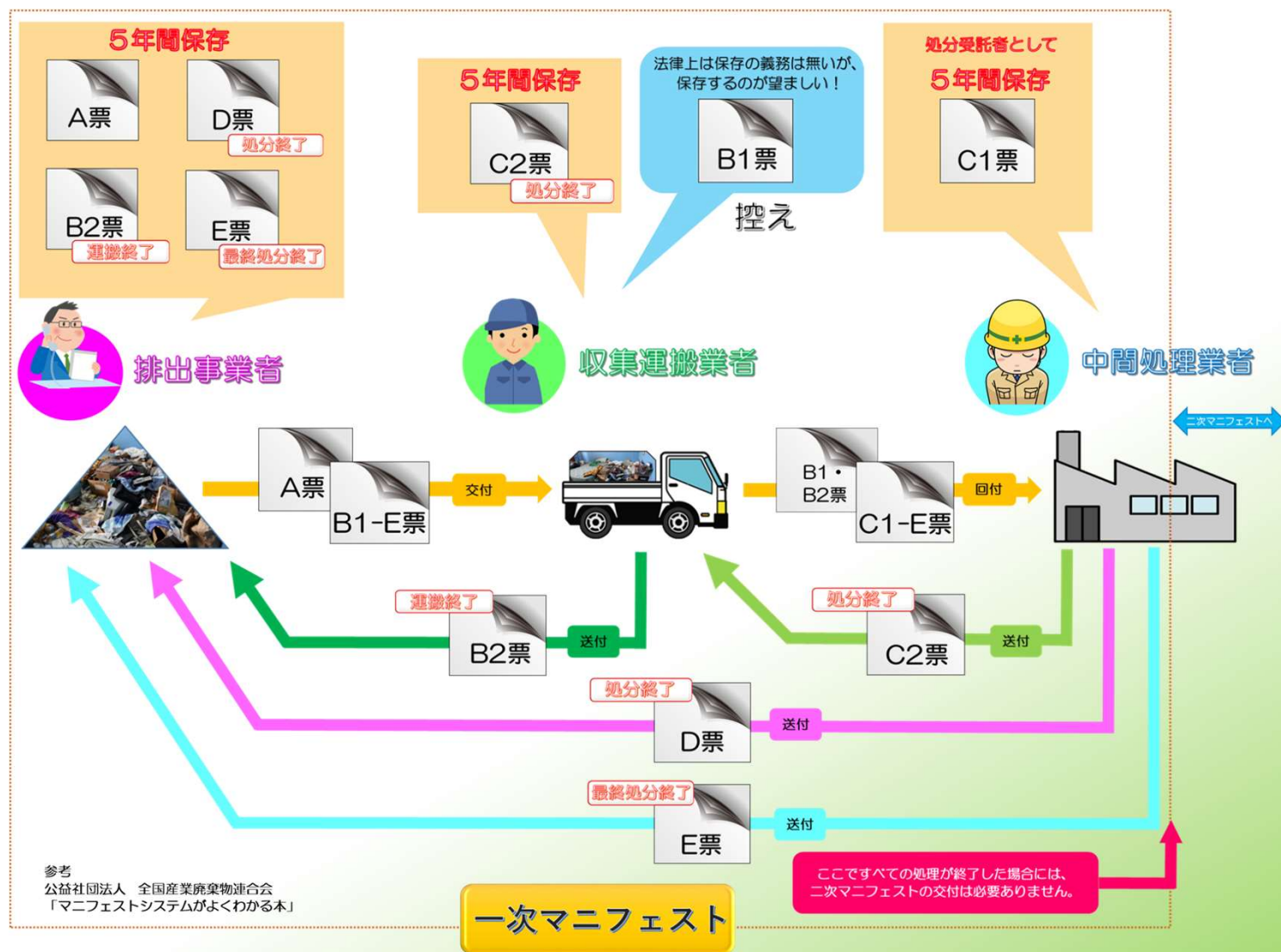
3項目を1セットで審査します。

マニフェスト

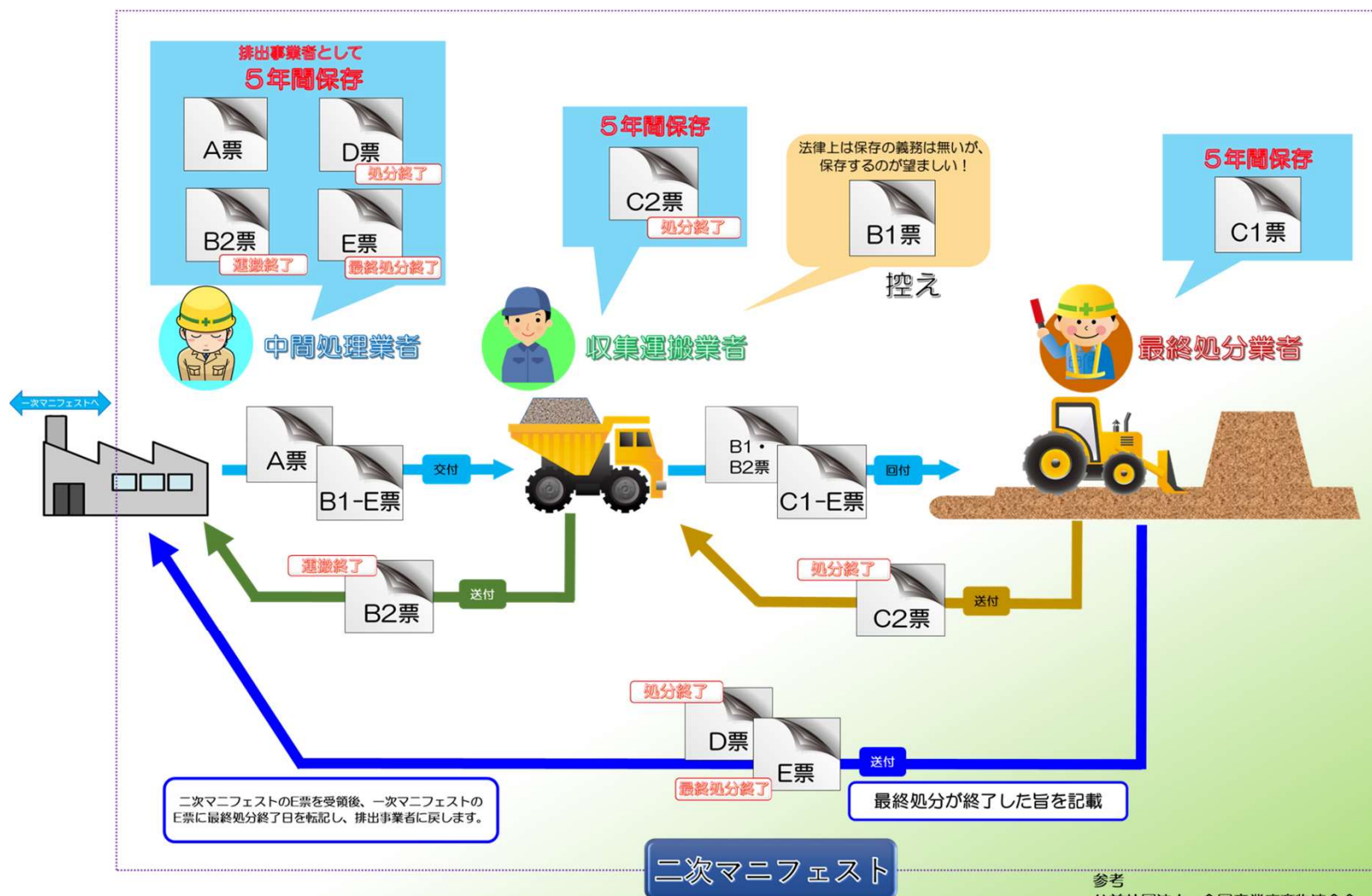
委託契約書

処理帳簿

○ マニフェストのながれと保存について(一次マニフェスト)



○ マニフェストのながれと保存について(二次マニフェスト)



評価基準表

各業共通

業の区分毎の自己評価表番号 5

現地審査項目

「遵法性」の評価項目について

・処理帳簿

【審査の基準及び内容】

産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃棄物処理法施行規則に定められた事項がすべて記載されていること。

【記載事項】

・収集運搬業

- 収集運搬年月日
- 管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
- 受入先ごとの受入量
- 運搬方法(車種等)及び運搬先ごとの運搬量
- 積替えまたは保管場所ごとの搬出量(積替え保管を行う場合)

・中間処理業

- 受入または処分年月日
- 管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
- 受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量
- 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

電子マニフェストの分も
処理帳簿が必要です。

評価基準表

各業共通

業の区分毎の自己評価表番号 6

現地審査項目

「遵法性」の評価項目について

・委託契約書

【審査の基準及び内容】

排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則に定められた**必要事項がすべて記載され、必要書類が添付**されていること。

【委託契約書に添付する書類】

- 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の**許可証の写し等**

【記載事項】

- 産業廃棄物の種類、数量
- 契約の有効期間
- 料金
- 収集運搬業又は中間処理業の事業の範囲
- 適正な処理のために必要な情報
- 変更があった場合の伝達方法
- 業務終了時の報告
- 契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等

【業の区分ごとに定められた事項】

- 運搬の最終目的地等
- 積替え又は保管の場所の所在地（収集運搬業 積替え保管を行う場合）
- 保管できる産業廃棄物の種類、保管上限等（収集運搬業 積替え保管を行う場合）
- 処分又は再生の場所の所在地（中間処理業）
- 処分又は再生の方法、処理能力（中間処理業）
- 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、処理能力（中間処理業）

許可証は常に最新のものに！



評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・処理状況報告書

【審査の基準及び内容】

廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、**処理状況報告書**を提出していること。

条例：東京都
要綱：八王子市

■ 提出書類

直前の処理状況報告書(**半期分**)の写し
(報告者及び報告期間が分かる表紙も含む)

注意!

処理**状況**報告書……

処理**実績**報告書……

提出書類は、処理状況報告書です。

収運(積保含む)自己評価表番号 7
中間処理業 自己評価表番号 7

書面審査項目

第1号様式

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業者の処理状況報告書

(報告対象の期間：平成 年 月 ～ 平成 年 月)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

令和7年度の申請であれば、
2024年9月～2025年3月分

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

東京都廃棄物条例第14条の2第1項に基づき、処理状況について次のとおり報告します。

事業概要

保管・保管施設の所在地①	施設(その1)	施設(その2)
最終集荷台数	台	台

保管・保管施設(その1)の概要	主たる運搬先	保管・保管施設(その1)から自社が搬出する産業廃棄物の主たる運搬先の施設の所在地
最大保管量	㎡	主たる運搬先となっている中間処理施設の所在地
受入時間	～	主たる運搬先となっている独立処分場の所在地
計画書の有無	☐ 有 ☐ 無	都・道・府・県 区・市・町・村
保管場所の面積	㎡	都・道・府・県 区・市・町・村

主たる運搬先	都・道・府・県	区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村
その他	都・道・府・県	区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村
都・道・府・県	区・市・町・村	都・道・府・県 区・市・町・村

適正処理の実現に向けた社内取組内容

☐ 従業者の教育訓練の実施状況 ☐ 社内研修を実施している。 (研修の内容) ☐ 廃棄物処理法について ☐ 安全性の確保について ☐ 事故時の対応について (研修の頻度) ☐ 年1回 ☐ 半年に1回 ☐ 3ヶ月に1回 ☐ 月1回 ☐ その他() ☐ 外部研修を受講させている。 (研修の内容) ☐ 廃棄物処理法について ☐ 安全性の確保について ☐ 事故時の対応について (研修の頻度) ☐ 年1回 ☐ 半年に1回 ☐ 3ヶ月に1回 ☐ 月1回 ☐ その他() ☐ その他()	☐ 処理に係る自社情報の公開状況 ☐ 許可範囲の型式を公開している。 ☐ 搬入から搬出までの作業内容を公開している。 ☐ 搬出時の対応方法を定めたマニュアルを公開している。 ☐ 廃棄物処理法に基づく帳簿を公開している。 ☐ 独自に、搬入量・保管量・搬出量の定期的な公開を実施している。 ☐ 独自に、保管状況の写真の定期的な公開を実施している。 ☐ 近隣住民に保管・保管施設を公開している。 (公開頻度) ☐ 定期的に公開している。 ☐ 申出があれば公開している。 ☐ その他() ☐ その他()
--	---

(日本工業規格A列4番)

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・処理施設

【審査の基準及び内容】

新規・更新許可申請時の『事前計画書』に基づき、適切に施設を管理していること。

■ 提出書類

＜収集運搬業（積替え保管を含む）＞

- ①事前計画書表紙（収受印のあるもの）
- ②保管場所一覧
- ③施設内配置図

＜中間処理業＞

- ①事前計画書表紙（収受印のあるもの）
- ②施設内配置図
- ③排水処理設備等の図面
- ④産業廃棄物の流れ（フロー図）
- ⑤保管場所（図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等）
- ⑥生活環境保全上の措置等（整理票）

【現地での確認事項】

収受印のある事前計画書の副本を用意してください。

収運（積保管含む）自己評価表番号	8
中間処理業 自己評価表番号	8

書面・現地審査項目

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

・施設維持管理記録(中間処理業のみ)

収集運搬業は対象外
中間処理業 自己評価表番号 9

書面・現地審査項目

【審査の基準及び内容】(法第15条の2の3第1項) ※ 15条施設以外は対象外

廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の**維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録**を作成し、**3年間保存**していること。

■主な共通基準(施行規則第12条の6第9号)

- ・施設の正常な機能を維持するために、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- ・事故時の措置(生活環境の保全上の支障の除去)を講ずること。(法第21条の2)
- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

評価基準表

「遵法性」の評価項目について

収集運搬業は対象外
中間処理業 自己評価表番号 10

書面審査項目

- ・インターネット情報公開
(施設維持管理記録) 焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設、最終処分場が対象

【審査の基準及び内容】

1. 施設の維持管理に関する計画及び状況について、直前3年分を自社Webサイトで公開していること。
自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。
2. Webサイト上の該当する項目が、3年を経過するまでの間更新されていること。

【提出書類】

様式第5号及びWebサイトにより審査する。

- ① 自社Webサイト上で該当する項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)
- ② 他社Webサイト上で該当する項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し
(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)

焼却施設の記録(例)

- ・処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ・ばいじんの除去を行った年月日
- ・排ガス等の測定を行った位置、測定の結果の得られた年月日、測定の結果
- ・水質検査を行った位置、検査の結果の得られた年月日、検査の結果

評価基準表

「遵法性」の評価項目のまとめ

チェックをいれて確認してみてください。

- ・「納税等」に係る証明書等が全て揃っているか。 ☐
- ・「マニフェスト」の記載に定められた事項が記載されているか。 ☐
- ・「処理帳簿」に定められた事項が記載されているか。 ☐
- ・「委託契約書」に定められた事項が記載されているか。 ☐
- ・「委託契約書」に添付する必要書類が揃っているか。 ☐
- ・「処理施設」の提出書類は揃っているか。 ☐
- ・「施設の維持管理記録」の提出書類は揃っているか。 ☐
- ・「インターネット情報公開(施設の維持管理記録)」は適切に公開されているか。 ☐
- ・上記以外の遵法性の項目に不備がないか。 ☐

◆ 産廃エキスパート ◆ 産廃プロフェッショナル 優良性基準適合認定制度 申請説明会

認定取得に向けてのポイント②の動画では、「安定性」の評価項目について説明します。産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルの方が対象です。
必ず併せてご覧ください。

【問合せ先】

東京都知事指定第三者評価機関
(公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室
mail:yuryo-nintei@tokyokankyo.jp
TEL:03-3644-1381

携帯・スマートフォンの場合は、右側QRコードから
直接優良性のホームページにアクセスできます。



書類を作成するにあたり、ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく事務局までご連絡をください。